

基準 6 収容人員の取扱いに関する基準 (H27. 2. 5 新設)

1 規則第 1 条の 3 に規定する「固定式のいす席」とは、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものとする。

なお、「容易に移動することができないもの」とは、重さ又は大きさから、1 人では移動困難なものとする。

2 入居前の共同住宅における居住者数の算定については、賃貸契約等により、あらかじめ居住者数が定められている場合を除き、第 5-2-1 表によること。◇

なお、入居後は実態に即した人数とすること。

第 5-2-1 表

住戸形態	1K 1DK	1LDK 2K 2DK	2LDK 3K 3DK	3LDK 4K 4DK	1 室増すごとに 1 人増加
算定居住者数	1 人	2 人	3 人	4 人	